

高齢者の元気応援キャンペーン協賛企業・団体  
募 集 要 項

平成29年4月

松 戸 市

## 1 募集の趣旨

本市では、高齢者が尊厳の保持・自立した生活の支援をしていくための仕組みを、住み慣れた地域で実現することを目指しています。そのためには、まず、自治体・地域住民に加え、支援・サービスに携わる事業者や団体、他の民間企業までもが高齢者を見守っている、応援しているという風土づくりをする必要があると考えています。

そこで、その風土づくりの一環として、高齢者の元気応援（介護予防）に資する独自のサービスを実施し、キャンペーンに協賛する企業・団体を募集します。

応募にあたっては、この要項等を充分にご理解ご確認いただいた上で、ご応募ください。

## 2 募集内容

○高齢者の元気づくりにつながる独自のサービスを展開し、高齢者の元気応援を団体として支援する企業・団体を募集します。

○サービスの内容は任意とし、高齢者の元気応援（介護予防）に資する独自のサービスであれば、どのようなサービスでも構いません。

サービス例

見守り、高齢者の方が買物しやすいよう休憩用椅子の設置、夏場等に給水所設置、杖置き場の設置、徒歩にて買い物に來れば1%割引、孫と買い物に來ると1%割引、店内にて健康相談の実施、開店前にラジオ体操の実施等。

※介護保険法に基づくサービスは対象外とします（指定事業者による事業等）。

○サービスを複数実施することも可能です。

○現在実施中のサービス又は今後、企画・実施する予定のサービスであっても応募は可能です。

## 3 応募資格

○法人又は任意団体等（以下「団体等」という。）であり、原則、市内に店舗や事業所等があること。

※市外に店舗や事業所等がある団体等で、松戸市の高齢者に対して独自のサービスが行える場合はご相談ください。

○特定の政党若しくは政治的団体又は特定の宗教のための活動を行う団体でないこと。

○団体等の関係者等が、松戸市暴力団排除条例（平成24年3月29日松戸市条例第2号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員、暴力団員等でないこと。

○協賛団体として承認された後は、上記応募資格を承認の継続資格とし、定期的に確認します。

#### 4 応募要件

- 本キャンペーン協賛の申請をし、承認された団体等（以下「協賛団体」という。）は、本キャンペーン協賛の申請時に申請書等において提出された情報については、キャンペーンの実施に必要とされる範囲に限り、本市が使用及び公表することに同意することとします。協賛団体名及びサービス内容について、本市ホームページに掲載します。
- 協賛団体は、本市から配布されるポスター・ステッカー・のぼり等を掲示し、サービス内容について広く市民に周知するように努めるものとします。
- 協賛団体が本キャンペーン協賛の承認に伴い実施するサービスにより生じた問題の責任は、協賛団体にあるものとし、本市は一切の責任を負わないものとします。
- 今後、企画・実施する予定のサービスの場合は、そのサービスの開始時から協賛団体であることとし、開始時期が確定し次第、当課所定の変更届出書に必要事項を記載のうえ、提出をお願いします。

#### 5 応募に関する手続・審査・留意事項

- 応募の際は、当課所定の協賛申請書に必要事項を記載のうえ、提出をお願いします。
- 申請にあたり、申請書とは別に、必要書類の提出を求める場合があります。
- 理由の如何を問わず、提出書類は返却しません。
- 申請書の提出をもって、この応募要項に同意したものとします。
- 審査の結果にかかわらず、応募に要した費用等は申請者が負担することとします。
- 審査の結果により損害があった場合であっても、本市が責任を負うものではありません。
- 審査にあたっては、面談等を実施します。

#### 6 結果の通知

- 文書にて結果を通知します。
- 審査内容の詳細に関するお問い合わせについては、お受けできません。

## 7 応募の無効事項、承認の取り消し事項

- 次のいずれかに該当する場合は、応募を無効とします。
  - ① 審査の結果、応募資格がないと認めた団体の場合
  - ② 虚偽又は不正等による申請が明らかになった場合
  - ③ サービス運営に関し法令違反が明らかになった場合
  - ④ 本市が必要に応じ提出を求めた書類等の提出を正当な理由なく拒んだ場合
- 次のいずれかに該当する場合は、キャンペーン協賛団体の承認を取り消します。
  - ① 前3項応募資格（承認の継続資格）に該当しない場合
  - ② 市民の疑惑や不審を招くような行為をしたと市長が認める場合

## 8 その他

- 登録内容に変更が生じた場合には、当課所定の変更届出書に必要事項を記載のうえ、提出をお願いします。
- 協賛を取り下げする場合には、当課所定の取下届出書に必要事項を記載のうえ、提出をお願いします。
- 年度末に当該年度の活動実績の提出をお願いします。
- サービス利用状況等について、必要に応じ、報告を求める場合があります。
- 本市で募集した「通いの場」登録団体等につきましては、本キャンペーン協賛団体とします。

## 9 書類提出先及びお問合せ先

- 書類の提出方法  
郵送又はEメールにて受け付けます。
- 提出先及び問い合わせ先  
松戸市福祉長寿部介護制度改革課  
住所 〒271-8588  
千葉県松戸市根本387番地の5  
電話 047-366-4101  
FAX 047-363-4102  
E-mail [mckgk3@city.matsudo.chiba.jp](mailto:mckgk3@city.matsudo.chiba.jp)